

緑の風 FAX版



NO. 27 2020年10月21日 JR東労組

JR 東労組ホームページ

本部は、臨時第6回中央執行委員会（2020年10月21日）を開催し、以下の通り決定しました。

指令16号 堀口真明君の制裁申請について

2018年6月23日、東日本旅客鉄道労働組合（以下、JR東労組）高崎地方本部の元専従者らによってJR東労働組合（以下、ひがし労）が結成された。

JR東労組は、「全地本書記長・組織部長・業務部長会議（2018年8月2日）」および「第37回臨時大会（2018年12月19日）」において、ひがし労の結成は、組織再生からの逃亡であり、組織破壊であることを確認してきた。

2020年9月5日、突如として堀口真明君がJRひがし労第5回臨時大会で中央執行副委員長に選出された。JR東労組は第1回組織・財政検討委員会（2020年9月9日）にて堀口真明君によるひがし労加入は、JR東労組に対する背信行為であり組織破壊であると12地方本部で確認した。

そして、同日指令第8号を発出し、組織破壊の拡大を防ぐために、堀口真明君の運動の実態解明を行い、以下のことが判明した。①2018年10月からの組合費が未納（196,000円分）であるにも関わらず、地本執行委員長の任に就き、2020年7月に役職を辞任するまで組合費から毎月50,000円を役員手当という名目で自らの物にしていた。②地本執行委員長の立場を利用し、ひがし労との共同行動を進めていた。③2018年4月以降、約190万円分のJR東労組高崎地方本部のETCカードを使用し、山形県に64回、神奈川県に29回、静岡県、愛知県、京都府、兵庫県にも複数回訪れていたが、そこには高崎地方本部の組合員は存在しない。地本執行委員長の立場を利用し、組合外の取り組みを行っていた可能性がある。④支部・分会等全ての閉鎖した機関の財産が行方不明になっているが、それを擁護する発言を行い、調査を放棄していた。⑤白紙の領収書に自ら金額と宛先を書き込んだ領収書が15枚発見され、不正の可能性はある。

中央本部は、堀口真明君に2度にわたり組合費の納入と調査への協力を依頼するが、返答は一切なかった。しかし、堀口真明君がJR東労組の組合費を使用し、ひがし労と共同行動を行っていたこと。また、不正に関与していたことは十分に証明でき、これらの行為は制裁に値する。

また、堀口真明君の脱退届が中央本部に届いたのは2020年9月11日、消印は前日となっている。よって少なくとも2020年9月5日から11日まではひがし労との二重加盟であり、対立する組合への二重加盟は機関役員を経験した者としてはあるまじき裏切り行為である。

従って、堀口真明君の行為は、規約第60条第1項(3)「組合の団結または統制を乱す行為があったとき。」に該当することは明らかであることから、臨時第6回中央執行委員会（2020年10月21日）の確認に基づき、下記の通り指令する。

- 1、堀口真明君に対し、JR東労組規約第60条第2項ならびに第3項の定めにより、第47回定期中央委員会へ制裁申請を行う。**
- 2、堀口真明君に対し、「組織運営上重大な支障がある」と判断し、JR東労組規約第60条第2項に基づき、規約第13条(2)(3)(4)(5)を停止する。**
- 3、各地方本部は、全地本執行委員長会議・中央執行委員会の見解に基づき、本指令を各級機関および全組合員に周知徹底し、組織の一層の団結・強化を図ることを要請する。**